

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人回精福社会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、次のとおりとする。

理事長 月額70,000円

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、毎月30日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

(その他)

第5条 この規程の運用上必要な事項については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成20年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。（一部変更）